



主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 資料 No.59(3)-1 の 7 頁，唐突感があるため，「原子力規制庁の事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与に関する意見交換」と会合の正式名称を前提として記載したほうがよい。また，「原子力事業者防災業務計画の係る視点等」が原子力規制庁の内規である旨も付記すべき。
- ・ 資料 No.59(3)-1 の 4 頁，(7)原子炉制御室他の機能喪失(GE51)について，もともと原災指針の中にも原子炉停止機能や冷温停止維持機能について記載はあったものの，今回 BWR の特重 EAL の議論の中で，緊急時制御室の機能を期待出来ないかというやり取りを実施した。原子炉停止機能や冷温停止維持機能が新たに追加されたという見せ方ではなく，そういった経緯を踏まえて見せ方を検討する必要がある。
- ・ 資料 No.59(3)-1 の 4 頁，「EAL 判断において考慮しない」「EAL 判断を考慮しない」等記載にばらつきがあり，統一すべき。
- ・ SE51 と AL51 に原子炉制御室外操作盤を追加している。資料 No.59(3)-1 の 4 頁の(7)の中に入れるか，又は軽微な修正とするかは相談と思う。2020 年頃，EAL51 の原子炉制御室外の操作盤室を含めるといような議論があった。
- EAL には書かれていなかったため，軽微な修正と認識。資料 No.59(3)-1 の 4 頁の(7)に入れるかについては相談させてほしい。
- ・ 幾つかコメントを頂いた。修正案を今すぐ示せないため，改めて関係委員と相談させて頂き，修正案を作成したい。
  
- ・ 資料 No.59(3)-3，PWR の EAL29 シリーズについて，「一定時間炉心注水が可能であり」の記載が重複しているため，修正が必要。
  
- ・ 資料については，今回のコメントを反映して修正する。修正したものについては各委員に送付するので，確認をお願いする。
- ・ 今回のコメントを反映する条件で，運転・保守分科会に中間報告することについて決議を取りたい。
  
- 特に異論がなかったので，今回の検討会の意見を反映した資料に基づき運転・保守分科会に中間報告することについて，分科会規約第 13 条(検討会)第 15 項に基づき，挙手により決議の結果，出席委員の 5 分の 4 以上の賛成で承認された。

#### (4) その他

次回緊急時対策指針検討会開催は 11 月中旬とし，詳細開催日は事務局で調整の上，別途連絡する。

以上